

NCM マネージド LAN スターターサービス利用規約

株式会社長崎ケーブルメディア

目次

第1条（総則）	2
第2条（サービスの内容等）	2
第3条（加入契約申込の方法）	2
第4条（加入契約申込の承認）	2
第5条（加入契約の成立）	3
第6条（最低利用期間）	3
第7条（利用責任者）	3
第8条（契約者情報の変更）	3
第9条（契約者が行う加入契約の解約）	3
第10条（当社が行う加入契約の解除）	3
第11条（サービスの中止）	4
第12条（サービスの停止）	4
第13条（利用の制限）	5
第14条（サービスの終了）	5
第15条（料金の適用）	5
第16条（料金の支払）	5
第17条（料金等の支払義務）	6
第18条（機器等の保守）	6
第19条（著作権等）	6
第20条（データ等の滅失）	6
第21条（責任の制限）	7
第22条（免責）	7
第23条（契約者の協力義務）	7
第24条（守秘義務）	7
附 則	8

第1条（総則）

株式会社長崎ケーブルメディア（以下「当社」といいます。）は、当社のインターネットサービスの加入者を対象に提供する NCM マネージド LAN スターターサービス（以下「本サービス」といいます。）に関して、当社と本サービスの加入契約を締結する者（以下「契約者」といいます。）に対し、以下のとおり NCM マネージド LAN スターターサービス利用規約（以下「本規約」といいます。）を定めるものとします。

2 契約者は、本規約のほか、定めのない事項については、長崎ケーブルメディア 法人・自治体向けサービス契約約款（以下「約款」といいます。）が適用されることを確認するものとします。

3 当社は、本規約を変更することがあります。なお、この場合には、変更後の新規約を適用するものとします。

第2条（サービスの内容等）

本サービスは、NCM マネージド LAN スターターサービス料金表（以下「料金表」といいます。）に規定するネットワーク機器等（付随するソフトウェアを含みます。以下「機器等」といいます。）のうち、契約者が所有する機器の保全、保守及び支援を行うサービスです。

第3条（加入契約申込の方法）

本サービスの利用を希望する者（以下「申込者」といいます。）は、本サービスを受ける上で、当社所定の申込書（以下「申込書」といいます。）を提出するものとします。

2 当社は、申込者が申込書の提出を行った後、申込者の加入契約申込に対する審査を行います。なお、申込者の印鑑証明書、商業登記簿謄本、その他契約者確認の為の資料等、当社が審査の為に必要と判断する書類の提出を求める場合があります。

3 契約者は、本サービスの提供に必要な範囲において、当社が委託先に契約者の情報を提供することを承諾するものとします。

4 当社は、本規約のほか、必要に応じて覚書を定めることがあります。この場合、契約者は本規約とともに覚書の内容を遵守するものとします。

第4条（加入契約申込の承認）

当社は、第3条（加入契約申込の方法）の規定に基づき、申込者による本サービスの加入契約申込を承認します。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、約款に規定する取消事由に該当すると判断した場合には、加入契約申込を承認しないことがあります。また、当社は、承認後においても約款に規定する取消事由に該当する事実が判明した場合には、違約の責を負うことなく、その承認を取消することができるものとします。

第5条（加入契約の成立）

本サービスの加入契約は、予め本規約及び約款を承諾の上、当社所定の手続を経て、当社が加入契約申込の承認を行い、当社が機器等を設置したときに成立するものとします。

第6条（最低利用期間）

本サービスの最低利用期間は、第5条（加入契約の成立）に規定する加入契約の成立日から1年間とします。

第7条（利用責任者）

契約者は、当社所定の書面により本サービスの利用に関する責任者（以下「利用責任者」といいます。）を指定するものとします。

2 利用責任者は、当社との連絡、協議の任にあたるとともに、本サービスの利用適正化を図るものとします。

3 契約者は、本サービスの利用にあたり、加入契約時に当社所定の書面にて届出た利用責任者が交代した場合、又は連絡先に変更があった場合は、直ちにその旨を当社所定の方法にて通知するものとします。通知なく、連絡が取れないことによって引き起こされる損害に対して、当社はいかなる責任も負わないものとします。

第8条（契約者情報の変更）

契約者は、本サービスの加入契約申込時に届出た事項に変更があった場合（相続及び法人の合併による場合を含みます。）は、当社に対し、速やかに当該変更の事実を証する書類を添えてその旨を申出るものとします。

第9条（契約者が行う加入契約の解約）

契約者は、本サービスの加入契約を解約しようとするときは、3ヶ月前までにその旨を当社所定の書面にて申出るものとします。

2 前項による本サービスの加入契約の解約は、契約者より申出があり、当社が本サービスの提供を停止した日をもって解約日とし、契約者は、本サービスの加入契約による全ての権利を失うものとします。ただし、天災地変等の非常災害により、前項の申出をすることができなかったものと当社が認めた場合は、当該非常災害の発生の日とすることがあります。

3 契約者は、本サービスの加入契約を解約した場合でも、故意又は過失によって解約前に生じた契約者の補償責任及び義務は失効しないものとします。

第10条（当社が行う加入契約の解除）

当社は、契約者が次の各号のいずれかに該当する場合は、本サービスの加入契約を解除します。

(1) 本規約及び約款に違反する行為があった場合

(2) 第12条(サービスの停止)の規定により本サービスの提供を停止された契約者が、なおその事実を解消しない場合

(3) 第15条(料金の適用)に規定する料金等について、支払期日を経過してもなお支払わない場合(当社がその支払の事実を確認できないときを含みます。)

2 当社は、前項の場合において、当社の業務の遂行に著しい支障を及ぼすと認められる相当の事由があるときは、直ちに本サービスの提供を停止し、本サービスの加入契約を解除する場合があります。

3 当社は、契約者が暴力団員等反社会的勢力に属すると判明した場合は、本サービスの加入契約を解除します。

4 当社は、第1項の規定により、本サービスの加入契約を解除しようとするときは、そのことを当社所定の方法にて契約者に通知します。ただし、前2項に該当する場合は、加入契約の解除の旨を通知又は催告しない場合があります。

5 契約者は、本サービスの加入契約を解除されたときは、直ちに本サービスの加入契約による全ての権利を失うものとします。

6 契約者は、本サービスの加入契約を解除された場合でも、故意又は過失によって解除前に生じた契約者の補償責任及び義務は失効しないものとします。

7 当社は、本サービスの加入契約を解除した場合、契約者に対していかなる責任も負わないものとします。

第11条(サービスの中止)

当社は、次の場合には、本サービスの提供を中止することがあります。

(1) 当社設備の保守上、又は工事上やむを得ない場合

(2) やむを得ない事由により、当社設備に障害が生じた場合

(3) 他の事業者側の設備の保守上、又は工事上やむを得ない場合

(4) 他の事業者側の事情による障害が生じた場合

(5) 天災、地変、気象状況、火災、事故等やむを得ない事由による機能停止及び障害が生じた場合

(6) 前各号のほか、当社が上記に類すると判断した場合

2 当社は、前項の規定により、本サービスの提供を中止するときは、そのことを当社所定の方法にて契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

第12条(サービスの停止)

当社は、契約者が次の各号のいずれかに該当する場合は、本サービスの全部、又は一部の提供を停止する場合があります。

- (1) 本サービスの料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わない場合
(当社がその支払の事実を確認できないときを含みます。)
- (2) 本サービスの料金その他の債務の決済に用いる契約者が指定する支払口座の利用が、
解約その他の事由により認められなくなった場合
- (3) 本サービスの加入契約申込に当たって、申込書及び当社所定の書面等に事実と反する
記載を行ったことが判明した場合
- (4) 第23条(契約者の協力義務)の規定に違反した場合
- (5) 本規約及び約款に違反したおそれがあると当社が判断した場合
- (6) 契約者が暴力団員等反社会的勢力に属すると判明した場合
- (7) 前各号のほか、本規約及び約款に違反する行為、本サービスに関する当社の業務の遂
行若しくは当社設備のいずれかに著しい支障を与え、又は与えるおそれがある場合

2 当社は、前項の規定により、本サービスの全部、又は一部の提供を停止するときは、そのことを当社所定の方法にて契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

3 契約者は、第1項の規定により本サービスの全部、又は一部の提供が停止となった場合、当社所定の方法により当該サービスの料金その他の債務について支払うものとします。なお、当社は、その支払の事実を確認した場合に当該サービスを再開するものとします。

第13条(利用の制限)

当社は、天災、事変等、非常事態が発生、又は発生するおそれがある場合、本サービスの提供を制限する措置を講じる場合があります。

第14条(サービスの終了)

当社は、本サービスの全部、又は一部を終了する場合、当該終了サービスの契約者に対し、その旨を事前に告知又は通知します。ただし、この告知又は通知が到達しない場合であっても、本サービスの全部、又は一部を終了します。

2 当社のインターネットサービスの加入契約が何らかの事由により終了した場合は、本サービスの加入契約も終了します。

第15条(料金の適用)

本サービスの料金は、別に定める場合を除き、料金表に規定するところによります。

2 当社は、社会経済情勢の変化に伴い、料金表を改定する場合は、2ヶ月前に当社所定の方法により当該契約者に通知するものとします。

第16条(料金の支払)

料金の支払は、当社所定の方法にて取扱います。なお、契約者は、料金その他の債務につい

て、当社所定の方法にて支払を要します。その際に要する支払手数料については、契約者の負担とします。

2 当社は、暦月に従って発生した料金額等に消費税相当額を加算して計算します。

第17条（料金等の支払義務）

契約者は、第5条（加入契約の成立）に規定する加入契約の成立日の属する月の翌月から起算して、本サービスの加入契約の解約があった日の属する月までの期間（加入契約の成立日の属する月と加入契約の解約があった日の属する月が同一の月である場合は1ヶ月間とします。）の利用料等の支払については、第16条（料金の支払）の規定に準じて定められた期日までに、料金表に規定する本サービスの利用料等を当社に支払うものとします。

2 前項の期間において、サービスの中止等により、本サービスの提供ができない状態が生じたときの利用料等の支払は、次によります。

（1）第11条（サービスの中止）の規定により、本サービスの中止があった場合における当該中止期間の利用料等は、免除又は減額されないものとします。ただし、第21条（責任の制限）の規定による場合を除きます。

（2）第12条（サービスの停止）の規定により、本サービスの提供が停止された場合における当該停止期間の利用料等は、当該サービスが利用されていたものとして取扱います。

（3）第13条（利用の制限）の規定により、本サービスの提供が制限された場合における当該制限期間の利用料等は、当該サービスが利用されていたものとして取扱います。

第18条（機器等の保守）

当社は、機器等が不可抗力又は契約者の責に帰すべからざる事由によりメーカー所定の仕様に従って作動しない場合（付随するソフトウェアに起因する場合、機器等に接続しているメーカー指定以外の機器等又は消耗部品に起因する場合、及び消耗部品の自然消耗、磨耗、又は劣化による場合を除きます。）、当社はその旨を契約者に通知します。

第19条（著作権等）

機器等に付随するソフトウェア及びその他の各種情報（以下「ソフトウェア等」といいます。）については、その著作権、知的所有権のすべてを当社が所有します。

2 契約者は、ソフトウェア等を本サービス利用の目的にのみ利用し、これ以外の目的での利用はできないものとします。

第20条（データ等の滅失）

契約者に提供されるソフトウェア等により契約者のデータ等が、滅失、毀損、漏洩、その他本来の利用目的以外に使用されたとしても、その結果発生する直接又は間接の損害について、当社はいかなる責任も負わないものとします。

第21条（責任の制限）

当社は、本サービスを提供すべき場合において、当社の責に帰すべき事由によりその提供をしなかったときは、本サービスが全く利用できない状態（その契約に係わる電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下、本条において同じ。）にあることを当社が認知した時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、その契約者の損害を賠償します。ただし、契約者が当該申出をし得ることとなった日から3ヶ月を経過する日までに当該申出をしなかったときは、契約者は、その権利を失うものとしします。

2 当社は、前項の場合において、本サービスが全く利用できない状態にあることを当社が認知した時刻以後のその状態が連続した時間について、24時間ごとに日数を計算し（24時間未満は日数に加えません。）、その日数に対応する本サービスの利用料等の料金額を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。

3 当社は、前2項の規定にかかわらず、本サービスの利用に関して、契約者と第三者との間に生じた契約者又は第三者の損害に対し、いかなる責任も負わないものとしします。

第22条（免責）

当社は、本サービスを利用又は利用できなかったことで契約者が損害を被った場合、第21条（責任の制限）の規定によるほかは、いかなる責任も負わないものとし、当該利用料等は、免除又は減額されないものとしします。

第23条（契約者の協力義務）

当社は、次の各号の場合、契約者に対し本サービス利用に関する契約者の機器・情報・資料その他の物品の提供、及び当社が行う調査に必要な契約者の設備等への立入調査等を行うことができます。

- （1）契約者による本規約及び約款の遵守状況を調査、確認するため必要な場合
- （2）故障予防、又は回復のため必要な場合
- （3）技術上必要な場合
- （4）その他、当社が必要と判断する場合

第24条（守秘義務）

契約者及び当社は、本サービスの加入契約に関連し、知り得た相手方の技術上・営業上、又はその他の業務上の機密情報を相手方の文書による承諾なしに、第三者に開示、又は漏洩してはならないものとしします。ただし、次の各号に該当する場合、この限りではありません。

- （1）知り得た時点で既に公知・公用となっている場合
- （2）知り得た後、自己の責任によらず、公知・公用となっている場合

- (3) 知り得た時点で既に取得済みの場合
 - (4) 自ら独自に開発した場合
 - (5) 正当な権限を有する第三者から機密保持義務を課せられることなく正当に取得した場合
 - (6) 法令、又は権限のある公的機関の要請により開示、又は提供が求められた場合
 - (7) 契約者に対し本規約に基づく義務の履行を請求する場合
 - (8) サービスに起因して紛争、又は損害賠償請求が発生した場合
 - (9) その他、本サービスの運営上必要がある場合
- 2 前項の規定は、本サービスの加入契約終了後も効力を有するものとします。

附 則

本規約は、2023年3月8日から実施します。

本規約は、2024年3月15日より改訂の上、実施します。